

「ともにまもり育てる 水と緑豊かな田園都市」を実現するため、市民、企業及び行政がそれぞれの立場で水と緑豊かなまちづくりの課題を共有し、互いに役割を分担して協力、連携を図り、緑の保全と創出及び緑化を進めます。

## 1 緑地の保全と創出のための施策

### (1) 緑地の保全と活用

#### 1) 里山・樹林地の保全

##### ■地区計画等緑地保全条例制度

地区計画等緑地保全条例制度は、屋敷林や社寺林、身近にある小規模な緑地について、保全を目的とする地区計画制度です。

屋敷林などの保全が必要な地域は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

##### ■里山保全地域制度

里山保全地域制度は、塩尻市環境基本条例に基づき、里山の自然環境を保護、育成し、多様な活用を目的とするものです。

新たに里山の保全が必要な地域は、土地所有者などの理解と協力のもと指定拡大を進めます。

##### ■緑地保全地域制度

緑地保全地域制度は、比較的緩やかな行為の規制により一定の土地利用との調和を図りながら適切な緑地の保全を目的とするものです。

市内に残された貴重な緑地（都市近郊の里地・里山など）は、生物多様性の保全、環境保全・再生などの観点から、土地所有者などの理解と協力のもと、県と協議をしながら導入を検討します。

##### ■風致地区

風致地区は、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為を制限することにより緑地環境を保全し、都市の風致の維持を目的とするものです。

風致の維持が必要な地域は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

## 2) 大木・名木等の保全

### ■文化財（史跡・名勝・天然記念物）

文化財は、現状の変更など一定の行為について制限することにより、歴史、学術や鑑賞上価値の高い環境を有するものを継続して保全を図るものです。

文化財としての保全が必要なものは、指定拡大を進めます。

### ■保存樹・保存樹林

保存樹・保存樹林は、緑の文化財といわれ都市の美観維持と環境保全のために指定するものです。

保存が必要な老木や巨木、樹林について指定を検討します。

## (2) 都市公園の整備

### 1) 身近な公園の整備

老朽化している公園や市民ニーズに対する確に対応していない公園は、再整備するとともに、公園不足エリアの解消に向けて公園の新規整備を進めます。

(参考)

区 分	内 容
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 標準規模：1箇所あたり面積0.25ha 整備実績：27箇所、面積5.6ha
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 標準規模：1箇所あたり面積2.0ha 整備実績：1箇所、面積1.5ha（長者原公園）
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 標準規模：1箇所あたり面積4.0ha 整備実績：1箇所、面積1.4ha（塩尻北部公園）
総合公園	市民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園 整備実績：1箇所、面積23.5ha（小坂田公園）
広域公園	主として1市町村の区域を越える広域レクリエーションなど、総合的な利用に供することを目的とする公園 整備実績：1箇所、面積51.0ha（松本平広域公園）

## (3) 都市公園以外の施設等の公園的整備

### 1) 道路の公園的整備

#### ■道路ポケットパークの整備

交差点部などの角地や三角地、道祖神周辺、未利用地などを活用して、歩行者の憩いの場の整備を進めます。

#### ■歩行者空間の緑道化

広幅員の歩道や余裕のある空間は、交通機能を確保しながら緑豊かな歩道空間の確保を検討します。

## 2) 河川・池沼等の公園的整備

### ■身近にふれあう水辺空間の整備

市街地にある貴重な水辺空間は、自然との調和を図りながら、水に親しむ場として整備を進めます。

## 3) 身近な広場の整備

### ■公共施設の公園的整備

公共施設の周辺は、既存の緑を充実して緑豊かでゆとりのある交流の場として整備します。

### ■レクリエーション・コミュニティの向上を図る身近な広場整備

市街地の小規模広場、集落内の広場、集会場周辺のオープンスペースなどは、日常生活の憩いの場となる身近な広場として、地域住民とともに整備や管理を検討します。

### ■史跡・遺跡の公園的整備

地域の歴史を伝える遺跡、史跡などを活用して、地域住民の憩いの場となるよう検討します。

### ■市民緑地制度

市民緑地制度は、緑豊かな土地（樹林地・水辺など）を所有している方が、その緑の管理について市と一定の期間契約を結び、その土地を一般に開放しながら保全を図っていく制度です。

木々にふれあい楽しみ学ぶことができる緑地は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

## 4) 農業とふれあう場の整備

### ■市民農園・体験型農園

自然とのふれあいを求める市民に対しその機会などを提供するため、レクリエーション活動として野菜類の栽培を行えるよう市民農園の指定拡大を進めます。

また、農作業を通して農業や食に対する意識を高める体験型農園の導入を検討します。

## (4) その他

### ■生産緑地地区

生産緑地地区は、良好な都市環境を確保するため、農業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地を計画的に保全する制度です。

生産緑地として保全が必要な地域は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

## 2 緑化の推進のための施策

### (1) 公共公益施設緑化

#### 1) 道路の緑化

##### ■街路樹の整備

街路樹が必要な道路は、緑化に配慮した道路幅員の確保に努め、道路特性、地域特性を踏まえ、街路樹の整備を進めます。

また、緑の軸をつくる幹線道路、都市計画道路などは、重点的に街路樹の整備を進めます。

#### 2) 河川・池沼等の緑化

##### ■多自然川づくり等

自然の状態に近い形で改修を行う必要のある河川は、自然材料を用いた水際環境の創出、護岸表面の覆土などにより、生き物にやさしい環境づくりや自然の風景になじんだ川づくりを進めます。また、水と緑のネットワークを形成する上で必要となる池沼などは、市民の憩いの場となる水辺を創出します。

#### 3) 公共公益施設の緑化

##### ■公共公益施設の緑化

官公署、学校、処理施設などの敷地や建物壁面などは、地域や地区の緑の拠点として風格やシンボル性を有する緑化を行い、市民に親しまれる緑豊かな施設に向けて改善します。

対象施設：塩尻市役所、各支所、消防署、総合文化センター、公民館、図書館、小学校、中学校、高等学校、保育園、下水処理施設、クリーンセンター、浄水場など

##### ■駅前広場の緑化

駅前広場は、にぎわいのある地域の玄関口として緑を多く配し、うるおいのある空間となるよう緑化を進めます。

### (2) 民有地の緑化

#### 1) 緑化指導・誘導

##### ■地区計画等緑化率条例制度

地区計画等緑化率条例制度は、街区単位の緑化を推進し、良好な都市環境を形成するため、建築物の新築や増築を行う際、敷地面積の一定割合以上の緑化を定める制度です。

緑が不足している市街地などは、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

### ■緑地協定

緑地協定は、住宅に係る土地について、地域住民の発意によって緑の町並みをつくるため、住宅敷地内の生垣やフラワーポット設置などの緑化や樹木の保全に関するルールを定める制度です。

緑の町並みをつくる必要のある地域は、土地所有者などの理解と協力のもと指定拡大を進めます。

### ■景観育成住民協定

景観育成住民協定は、美しい町並みを守りはぐくむため、地域ごとに建築物の規模やデザインなどを定める制度です。

地域の個性をいかした景観形成を図る必要のある地域は、土地所有者などの理解と協力のもと指定拡大を進めます。

### ■旧街道の沿道緑化・保全

中山道、三州街道、善光寺街道などの旧街道は、沿道の緑を保全するとともに、歴史を感じさせる緑豊かな町並みを創出します。

### ■緑化地域制度

緑化地域制度は、緑が不足している市街地において、一定規模以上の敷地に建築物の新築や増築を行う際、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

緑が不足している地域は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

## 2) 緑化等の補助・助成

### ■緑のまちづくり事業助成等

民有地共同緑化（公共施設、公益施設、民有地共同緑化）、緑地協定、緑化イベントなどの開催事業（緑化フェアの開催など）、記念植樹事業（結婚記念植樹、出生記念植樹）などを推進し、緑豊かなまちづくりを進めます。

また、効果的に緑化を推進するため、助成制度の見直しを検討します。

## (3) 緑化重点地区

### ■緑化重点地区

緑化を重点的に進め、うるおいのある緑豊かな地区を創出するため、緑化重点地区の指定について検討します。

検討すべき地区

- ・ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ・ 特に緑の少ない地区
- ・ 避難地の面積が十分でないなど防災上の課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ・ 緑化の推進の住民意識が高い地区

- ・緑地協定の締結の促進などにより良好な住宅地の形成を促進する地区
- ・都市公園を核として地域住民の憩いの場の創出を図る地区
- ・公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成による良好な環境の保全及び創出を図る地区

#### (4) 緑化の推進体制

##### 1) 市民参加のしくみ

###### ■公園づくり等ワークショップ

公園の整備計画を検討する際、ワークショップなどにより、公園利用者の声を反映させるとともに維持管理に対する意識を高め、市民と行政、市民相互の合意形成を図り、地域に愛される公園づくりを進めます。

###### ■花と緑のネットワーク事業

花と緑があふれる美しいまちとするため、活動団体に対する技術的支援や情報提供などを行い、緑化活動を進めます。

##### 2) 市民参加型緑化

###### ■緑の名所づくり

市内にある緑豊かな場所や桜の名所などの魅力を高め、観光スポットにするとともに、積極的にPRし、緑の名所づくりを進めます。

##### 3) 活動支援・人材育成

###### ■緑の活動を進める人材育成

緑の講座や講習会などを開催し、参加者相互の技術交流などを進め、地域の緑づくりや施設の緑化を進める人材を育成します。

#### (5) 緑の管理・調査

##### 1) 管理体制

###### ■緑の管理

公園や緑地、街路樹など、地域住民による維持管理が可能なものは、アダプト制度などの導入を検討します。

##### 2) 緑の調査研究

###### ■緑の基礎調査

緑の現況量、地域資源などは、定期的に緑の調査を行います。

## (6) 緑学習・コミュニケーション

### 1) 緑学習の推進

#### ■緑の学習

自然や人が生きていく環境を守る大切さを学ぶ、緑の学習を推進します。

#### ■学校緑化

学校内にビオトープや花壇など緑と親しむ場を整備し、緑の体験学習に活用します。

#### ■講習会等の開催

樹木の管理やガーデニングなど、市民ニーズに対応した講習会を開催します。

### 2) 緑の広報活動

#### ■ホームページの開設

緑に親しむホームページを開設し、インターネット利用に対応した情報提供や情報収集を行います。

#### ■広報への定期的掲載

広報に公園や緑化イベント便り、緑の特集などを掲載します。

#### ■緑化イベントの開催

都市緑化月間などの行事の企画・運営、都市緑化フェアなどを開催します。